

知的財産について意識した取引をしていますか？

- ✓ **取引の検討に際して、自社の守るべき「強み」を理解して、自社でのみ管理し秘密にすべき情報、特定の相手との間で共有しても構わない情報、公開しても差し支えない情報を区別出来ていますか？**

- ✓ **新たなパートナー事業者との連携(営業を含む)に先だって、自社の強みを保護するために社内での情報の区別や秘密情報の管理方法、知的財産権の取得について検討を行いましたか？**

- ✓ **自社が契約前から持っている技術やノウハウを相手方が自由に使えるような契約書を意図せず締結していないですか？**

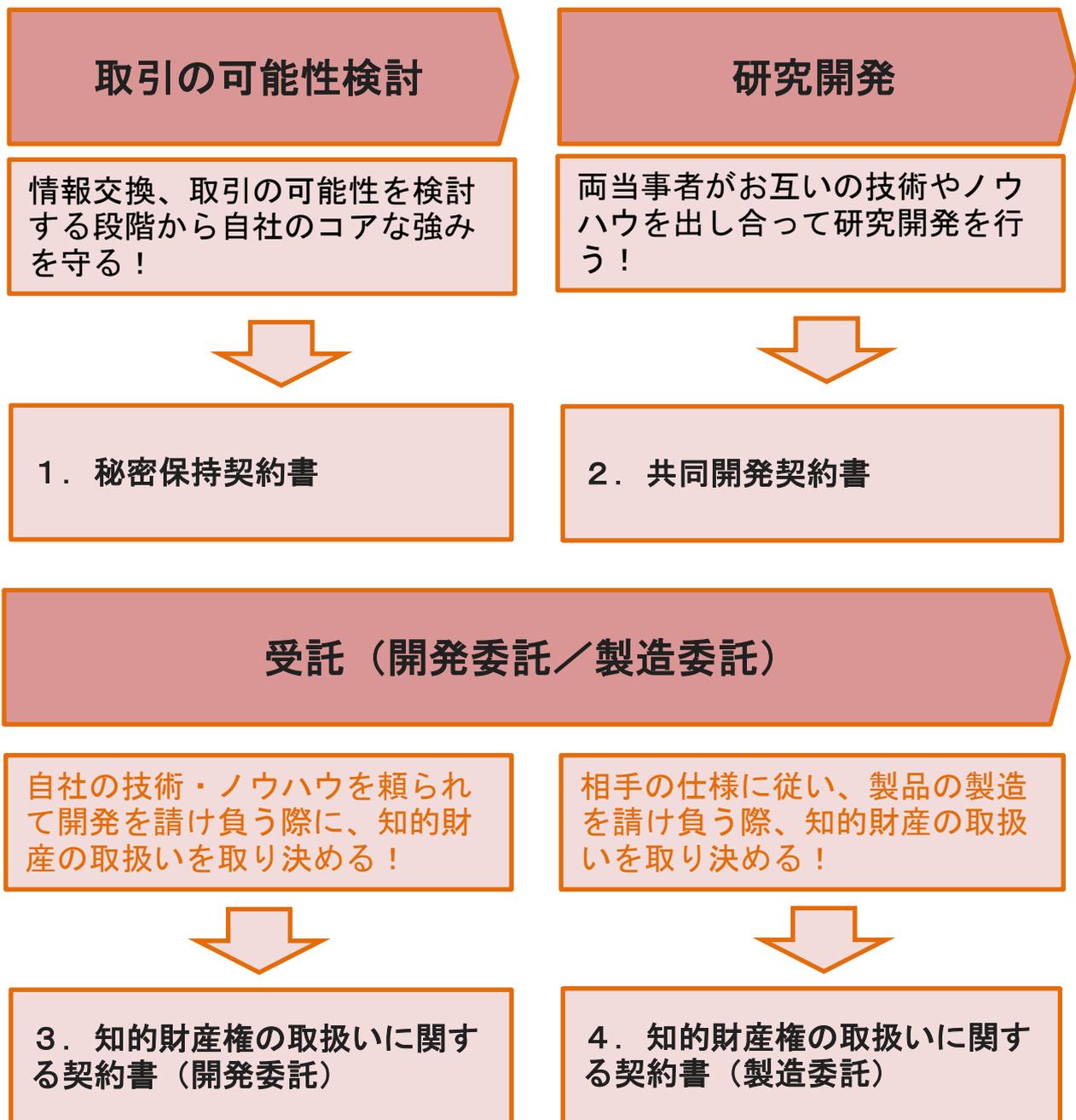
- ✓ **自社が契約前から持っている技術やノウハウが自由に使えなくなったり、今後の事業への活用に制約が生じさせたいような契約書を意図せず締結していないですか？**

- ✓ **取引を通じて得られた成果について、自社が利用するつもりであったものが意図していた通りに利用できなかつたり、得られると思っていた対価を得られなかつたりするような契約書を意図せず締結していないですか？**

中小企業が活用可能な契約ひな形を用意しました

自社の「コアな強み」を守りつつ、戦略的な事業展開をしていくためにも、契約書の利用場面を理解し、自社にとって適切な契約ひな形を活用しましょう。どの場面でも、自社のコアな強みとなる技術・ノウハウを不用意に開示・提供して、意図せず技術を流出させてしまわないようにすること、今後の事業展開に制約となる事項を意図せず約束しないことが大切です。

次の場面に応じて、参考とする契約ひな形を選択してください。



1. 取引の可能性について検討する

営業先と情報交換を行ったり、取引（共同開発や開発委託を含む）の可能性検討を行ったりする段階で、相手方に限定的であっても自社の強みやケイパビリティを示す上で必要な情報の提供を行う場合を想定しています。より具体的な技術・ノウハウの開示を伴い、試作・試行、研究開発等が行われる場合、何らかの成果が発生することが期待される場合には、開示される情報の内容・重要性等も考慮しながら、より具体的な内容を相手と取り決める必要がありますので、共同開発契約や開発委託契約の締結を検討しましょう。

➡ 「秘密保持契約書」の活用を検討しましょう。

※開示する情報の範囲については、今後の事業戦略、事業展開の選択肢、知財戦略に影響を与えることから、必要に応じて専門家（弁理士、弁護士等の知財専門家や、知財総合支援窓口等の公的支援機関等）に相談することも検討しましょう。

2. 両当事者が技術・ノウハウを出し合って技術課題を解決する

自社と取引先の双方が、得意とする技術・ノウハウを出し合って、技術的な課題を解決するために、共同して開発を行う場合には共同開発契約の締結をしましょう。ただし、開発に着手する段階では必ずしも期待した成果が得られない場合もあることを念頭においた取り決めが必要です。実際の取引においては「製造委託」等を念頭に置いた基本契約の中で共同開発を進めることの提案を受けることもあります。双方が技術・ノウハウを出し合って、技術的な課題を解決する場合で、双方が成果を共有することを念頭に置いている場合（一方のみが成果を活用する場合でも相手方に相当の対価等が別途支払われる場合を含む）には、共同開発契約の締結を検討しましょう。

➡ 「共同開発契約書」の活用を検討しましょう。

※製造委託等の基本契約書の中で、共同開発を実施しなければならない場合、共同開発契約書ひな形の必要事項を製造委託契約書に追記したり、製造委託契約書と別契約で知的財産の取扱いについてのみ契約したりする方法もあります。

3. もっぱら自社の技術・ノウハウを頼られて開発自体を請け負う

開発に係る契約には様々な形態があり得ること、既に存在する基本取引契約等に基づいて開発委託の追加発注を受けることもあることから、ここでは知的財産権の取扱いのみを定めた契約書のひな形を用意しました。既に開発委託自体について根拠となる契約がある場合であっても、本ひな形を知的財産権に係る特則として追加的に契約することも可能です。

➡ 「知的財産権の取扱いに関する契約書（開発委託）」の活用を検討しましょう。

※本「ひな形」は、開発委託契約を締結する際、知的財産の取扱いに関する取り決めを行うものです。本「ひな形」では、開発費用は相手方が負担し、受託開発の成果は原則として相手方に帰属させることを想定していますので、そうでない既存技術の特定と明示は共同開発契約の時よりも重要であると言えます。

4. 相手の仕様に従い、製造を請け負います

製造に係る契約には様々な形態があり得ること、既に存在する基本取引契約等に基づく製造の中で知的財産権が発生する場合もあることから、ここでは知的財産権の取扱いのみを定めた契約書のひな形を用意しました。既に製造委託自体について根拠となる契約がある場合であっても、本ひな形を知的財産権に係る特則として追加的に契約することも可能です。

➡ 「知的財産権の取扱いに関する契約書（製造委託）」の活用を検討しましょう。

※本「ひな形」は、製造委託契約を締結する際、知的財産の取扱いに関する取り決めを行うものです。本「ひな形」では、製造を請け負う製品の仕様・性能が明確になっており（これから仕様・性能を実現する方法を開発・研究するのではなく）、取引の主たる条件が数量や価格となる場合を一義的には念頭に置いています。そのため、ここでの知的財産権は製造プロセスで得られる製法、製造ノウハウ等を主として想定しています。